

- ◆ 電子カルテ情報共有サービス
本格稼働に向けた検討進む
- ◆ 医師の紹介手数料は
平均98.4万円（2022年度）

Vol. 156 2024

11-12月号

ボランティ

Volante

医療経営の舵取りを支援する医療経営情報誌。
医療専門コンサルタントが最新の業界動向をお届けします。

＜新連載：第1回＞
～医師の働き方改革の進め方～
「長時間労働医師に対する面接指導」

電子カルテ情報共有サービス 2025年度中の本格稼働に 向けた検討進む

国が構築を目指す全国医療情報プラットフォームの中で、電子カルテ上の医療情報である3文書6情報等を他の医療機関と共有する「電子カルテ情報共有サービス」は、2025年度中の本格稼働が目指されています。

本稿では、あらためて電子カルテ情報共有サービスの概要と直近での本格稼働に向けた検討事項についてご紹介します。

電子カルテ情報共有サービスの概要

2024年度診療報酬改定において、医療DX推進体制整備加算が新設されたように、医療業界における医療DX化が推進されています。「医療DX令和ビジョン2030」で示されたとおり、「全国医療情報プラットフォーム」「電子カルテ情報の標準化」「診療報酬改定DX」が医療DX推進の3本柱として掲げられています。

今回ご紹介する「電子カルテ共有サービス」は、「オンライン資格確認等システム」「電子処方箋管理サービス」などと同様の全国医療情報プラットフォームにおける医療情報基盤に位置づけられています。

電子カルテ情報共有サービスとは、国が構築を目指す全国医療情報プラットフォームの中で、電子カルテ上の医療情報である3文書6情報等を他の医療機関と共有するサービスです。当面は、

- ① 診療情報提供書サービス
- ② 健診結果報告書閲覧サービス
- ③ 6情報閲覧サービス
- ④ 患者サマリー閲覧サービス

の4つのサービスが提供される予定となっており、2025年度中の本格稼働が目指されています。

① 診療情報提供サービスは、紹介元の医療機関が登録した診療情報提供書・退院時サマリーを、紹介先の医療機関等が電子的に取得できるサービスとなっています。

これにより、例えば紹介元医療機関では、診療情報提供書の印刷・封入・郵送などの作業コストの減少が期待されます。また紹介先医療機関では、情報をタイムリーに閲覧できるなどのメリットがあります。

② 健診結果報告書閲覧サービスは、各種健診結果を実施主体（医療保険者）及び全国の医療機関等や本人等が閲覧できるサービスとなっています。

これを活用することにより、これまでの直近の検査結果など診療時に活用できる情報が多くなることが期待されます。

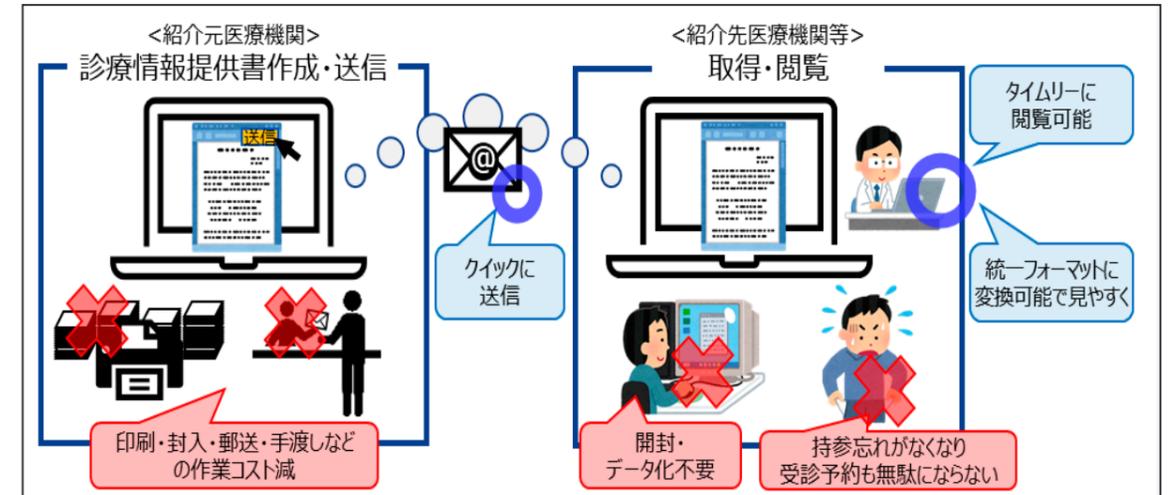
また健診機関においては、当サービスの活用で利用者がより早く自身の検査結果が見られることで他施設との差異化にもつながる可能性があります。

③ 6情報閲覧サービスは、患者の6情報（傷病名・アレルギー・薬剤禁忌・感染症・検査・処方）を全国の医療機関等や患者本人が取得・閲覧できるサービスとなっています。

過去に他医療機関で受診した際の情報を閲覧できることで、問診の効率化や診療の

図表1 各種サービスのイメージ

① 診療情報提供サービス



⇒ つづきは本誌をご覧ください。

お試し無料購読キャンペーン実施中！詳細は[こちら](#)をクリック